平成17年3月31日 松江市条例第332号 改正 平成17年9月30日条例第451号 平成17年12月27日条例第470号 平成18年3月31日条例第31号 平成18年10月6日条例第63号 平成19年10月17日条例第64号 平成20年3月31日条例第25号 平成20年12月25日条例第57号 平成21年3月30日条例第18号 平成21年12月18日条例第49号 平成22年3月26日条例第25号 平成22年12月17日条例第66号 平成23年7月5日条例第78号 平成24年3月27日条例第34号 平成24年12月21日条例第50号 平成25年12月20日条例第71号 平成26年10月6日条例第48号 平成26年12月19日条例第68号 平成27年7月3日条例第44号 平成28年3月24日条例第28号

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 設置 (第3条)

第2章の2 市営住宅等の整備基準 (第3条の2-第3条の18)

第3章 市営住宅の管理(第4条-第44条)

第4章 付設駐車場の管理(第45条-第53条)

第5章 市営改良住宅の管理 (第54条-第56条)

第6章 管理の代行(第57条)

第7章 指定管理者 (第58条・第59条)

第8章 雑則 (第60条・第61条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条及び第244条の 2第1項、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅 地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)の規定に基づ き、市営住宅等の設置、整備及び管理に関し必要な事項を定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) 市営住宅 市が供給する公営住宅をいう。
  - (2) 市営改良住宅 改良法に基づき市が供給する改良住宅及び更新住宅をいう。
  - (3) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第 19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。
  - (4) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する施設(共同作業場、保育所、授 産所及び隣保館を除く。)をいう。

- (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。) 第1条第3号に規定する収入をいう。
- (6) 市営住宅の買取り 市営住宅に係る法第2条第4号に規定する公営住宅 の買取りをいう。
- (7) 市営住宅の借上げ 市営住宅に係る法第2条第6号に規定する公営住宅 の借上げをいう。
- (8) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建 替事業をいう。
- (9) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。 第2章 設置

(施設の設置)

第3条 市営住宅を別表第1、市営改良住宅を別表第2、共同施設及び地区施設を 別表第3のとおり設置する。

第2章の2 市営住宅等の整備基準

(整備基準)

第3条の2 市営住宅及び共同施設(本章、次章及び第6章において「市営住宅等」 という。)に係る法第5条第1項及び第2項に規定する整備基準については、本 章に定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な住居環境の確保)

第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、 建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

- 第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その 他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等 安全上必要な措置が講じられていなければならない。
- 2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が 設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(市営住宅の基準)

- 第3条の9 市営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。
- 2 市営住宅(市営住宅の買取り又は市営住宅の借上げ(市営住宅の用に供する ことを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除 く。)に係るもの(以下「借上げ等市営住宅」という。)を除く。この項か

ら第5項までの規定、次条第3項、第3条の11及び第3条の12において同じ。)には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の市営住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

- 3 市営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。
- 4 市営住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。
- 5 市営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

- 第3条の10 市営住宅の住戸の1戸当たりの床面積の合計(共同住宅においては、 共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用 部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限 りでない。
- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障 の防止を図るためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなけれ

ばならない。

(住戸内の各部)

- 第3条の11 市営住宅の住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして市長が別に定める措置が講じられていなければならない。 (共用部分)
- 第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便 性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして市長が別に定める措置が 講じられていなければならない。

(借上げ等市営住宅に関する基準)

第3条の13 市長は、借上げ等市営住宅の選定に当たっては、第3条の9第2項から第5項まで、第3条の10第3項、第3条の11及び前条に規定する基準を満たすものを選定するよう努めなければならない。

(附帯施設)

- 第3条の14 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。
- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障 が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の15 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、 住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なも のでなければならない。

(集会所)

第3条の16 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、 住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なもので なければならない。

(広場及び緑地)

第3条の17 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

- 第3条の18 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の 状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に 支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならな い。
- 2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第3章 市営住宅の管理

(入居者公募の方法)

- 第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち、2以上の方法によって 行うものとする。
  - (1) 新聞
  - (2) ラジオ
  - (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
  - (4) 市広報
  - (5) テレビジョン
  - (6) 市ホームページ
  - (7) その他適当と認められる方法
- 2 前項の公募に当たっては、市長は市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、 入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示 する。

(公募の例外)

- 第5条 市長は、次に掲げる理由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。
  - (1) 災害による住宅の滅失
  - (2) 不良住宅の撤去
  - (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
  - (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
  - (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
  - (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条の規定による特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
  - (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
  - (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。 (入居者資格)
- 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次(<u>老人、身体障害者その他の</u>特に居住の安定を図る必要がある者(以下「老人等」という。)にあっては

第2号から第4号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21 条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により 法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあっては第4号)に掲 げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。) があること。
- (2) その者の<u>収入</u>がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者又は同居者に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度であるものがある場合 214,000円
    - (ア) <u>身体障害</u> 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
    - (イ) <u>精神障害</u> (知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律施行令 (昭和25年政令第155号) 第6条第3項に規定 する1級から3級までのいずれかに該当する程度
    - (ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度
  - イ 入居者又は同居者に次の (ア) から (エ) までに掲げる者がある場合 214,000円
    - (ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

- (イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又 は18歳未満の者である場合 214,000円
- エ 同居者に満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者がある場合 214,000円
- オ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処する ための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに 該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低 額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災 害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
- カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 前項に規定する<u>老人等</u>は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、身体 上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅に おいてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められ る者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 前項第2号ア (ア) から (ウ) までに掲げる者
- (3) 前項第2号イ(ア)から(エ)までに掲げる者
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第 2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの(以下「配偶者からの暴力の被害者等」という。)
  - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2 において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防 止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含 む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない 者
  - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していな

いもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

### (入居資格の特例)

- 第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により、当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い、他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備するものとみなす。
- 2 前条第1項第2号オに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同項第2号から第4号まで)に掲げる条件を具備するほか当該災害発生の日から3年間は、なお当該災害により住宅を失ったものでなければならない。 (入居の申込み及び決定)
- 第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、 市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として 決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。) に対し通知するものとする。
- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者 に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に、当該市営住宅を明け渡さ なければならない旨を通知しなければならない。

#### (入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える 場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上 有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な理由による立退の要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責任に帰すべき理由に基づく場合を除く。)
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市 営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽選によって入居申込者 を抽出する。
- 3 市長は、前項の規定によって抽出した者について住宅に困窮する実情を調査 し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 4 市長は、第1項各号のいずれかに該当する者で次に掲げるものについては、 前2項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して 入居させることができる。
  - (1) 第5条に規定する理由に係る者
  - (2) 20歳未満の子を扶養している者で配偶者のないもの
  - (3) 第6条第2項第5号に規定する配偶者からの暴力の被害者等
  - (4) 第6条第1項第2号イ(ウ)に規定する海外からの引揚者
  - (5) 炭鉱離職者

- (6) 老人又は心身障害者で市長が定める要件を備えているもの
- (7) 第6条第1項第2号イ(エ)に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 市長が定める基準に該当する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの

(入居補欠者)

- 第10条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、補欠として新設又は既設ごとに入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のう ちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(市営住宅入居の手続)

- 第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次に掲げる 手続をしなければならない。
  - (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。
  - (2) 第19条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により、入居の手続を前項に定め る期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別 に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、特別な事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号に規定する敷金の減額若しくは免除若しくは徴収猶予をすることができる。
- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項 各号の手続をしないときは、市営住宅の入居決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該

入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に 入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限 りではない。

(同居の承認)

- 第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外 の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該 入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると 認めるときは、この限りでない。
  - (1) 当該承認による同居の後における入居者の収入が第6条第1項第2号の金額を超える場合
  - (2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する 場合
  - (3) 同居させようとする者が暴力団員である場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、公営住宅の管理に著しい支障があると認められる場合

(入居の承継)

- 第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時 又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を 希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条の規定により 市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、承認申請者が暴力団員であるとき(同居する者が該当する場合を含

む。)は、前項の承認をしてはならない。

(家賃等の決定)

- 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の家賃とする。
- 2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により 算出した額とする。

(収入の申告等)

- 第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。
- 2 前項に規定する収入の申告は、省令第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対して意見を述べることができる。この場合において、市長は意見の内容を審査し、当該意見に認定額を更正すべき理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、市長が定めるところにより当該家賃の減額若しくは免除又は徴収猶予をすることができる。

- (1) 入居世帯の収入が著しく減少したとき。
- (2) 入居者又は同居者が疾病にかかり著しい出費を要したとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第17条 市長は、第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日 (第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合に おいて、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は日割計 算による。
- 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第 1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴 収する。

(督促)

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、 期限を指定してこれを督促するものとする。

(敷金)

- 第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金 を徴収するものとする。
- 2 市長は、第16条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、 市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができ

る。

- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃等があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子を付けない。

(敷金の運用)

- 第20条 市長は、敷金を国債、預金等安全確実な方法で運用しなければならない。
- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充 てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

- 第21条 市営住宅等の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。
- 3 入居者の責任に帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
  - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
  - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
  - (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、 運営に要する費用

(4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する 費用

(入居者の保管義務等)

- 第23条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、 これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 入居者の責任に帰すべき理由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は 損傷したときは、入居者が原形に回復し、又はこれに要する費用を賠償しな ければならない。
- 第24条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 第25条 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。
- 第26条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に 譲渡してはならない。
- 第27条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、 市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用する ことができる。
- 第28条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、 原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、こ の限りでない。
- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該住宅を明け渡すときは、 入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。
- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

- 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。
- 2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
- 3 入居者は、前2項の認定に対して意見を述べることができる。この場合において、市長は意見の内容を審査し、必要があると認めるときは当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

- 第30条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。 (収入超過者に対する家賃)
- 第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第 1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住 宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡し の日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として 支払わなければならない。
- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を 勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法によ らなければならない。
- 3 第16条から第18条までの規定は、第1項の家賃について準用する。 (高額所得者に対する明渡請求)
- 第32条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請

求するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月経過 した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速や かに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる 特別の事情がある場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延 長することができる。
  - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
  - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
  - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
  - (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

- 第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第 1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者 が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる 日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わな ければならない。
- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても 市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日 から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の家賃の 額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は 第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第34条 市長は収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

- 第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居 させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住 宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その 者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。
- 2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により、新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による市営住宅への入居等の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先そ

- の他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくは その内容を記録させることを求めることができる。
- 2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、 又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

- 第37条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、 法第38条第1項の規定により、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期 限を定めてその明渡しを請求することができるものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 前項の規定は、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、「前条 第1項」とあるのは「第37条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」 と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第38条 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申込みにより市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

- 第41条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 入居者は、第28条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、 前項の検査のときまでに入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければな らない。

(住宅の明渡請求)

- 第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当 該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。
  - (1) 不正な行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
  - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
  - (4) 正当な理由によらないで、15日以上市営住宅を使用しないとき。
  - (5) 第12条、第13条及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。
  - (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該

市営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、 当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間について は、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額 に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日か ら当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の 住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第5号まで及び第7号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の 賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項 の規定による通知をすることができる。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第43条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行い、市営 住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため市営住宅管理人を置くこと ができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告 等、入居者との連絡の事務を行う。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

- 第44条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理 員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対し適 当な指示をさせることができる。
- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらか じめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4章 付設駐車場の管理

(付設駐車場の使用資格)

- 第45条 市営住宅付設駐車場(市長が別に定める駐車区画を設けた市営住宅の付設駐車場に限る。以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、 次に掲げる条件を具備するものでなければならない。
  - (1) 当該駐車場の属する市営住宅の入居者又は同居者であること。
  - (2) 自らが使用している自動車の駐車する場所を必要としている者その他真に駐車場の使用を必要としている者であること。
  - (3) 第42条第1項第1号から第5号まで及び第7号のいずれの場合にも該当しないこと。
  - (4) 第29条第2項に規定する高額所得者に認定されていない者であること。 (駐車場の使用許可)
- 第46条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (駐車場の目的外使用等の禁止)
- 第47条 駐車場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、駐車場

をその本来の用途以外の用途に使用し、若しくは使用の権利を譲渡し、又は 転貸してはならない。

(駐車場の使用料)

第48条 駐車場の使用料(以下「使用料」という。)は、近傍同種の駐車場の 使用料を限度とし、市長が規則で定める。

(使用料の徴収)

- 第49条 使用料は、駐車場の使用許可のあった日から徴収する。
- 2 使用料は、市長が発行する納入通知書により、毎月末までに納入しなければ ならない。
- 3 使用者が新たに駐車場を使用した場合又は使用の取消しをした場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の使用料は日割計算とする。

(使用料の免除)

第50条 市長は、第6条第1項第2号アに規定する障害者が所有する自動車(障害者が所有する自動車がない場合にあっては、当該障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で市長が障害のために必要があると認めるものの駐車のための駐車場の使用については、使用料を免除することができる。

(使用許可の取消し等)

- 第51条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は使用者が次の 各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消すことができ る。
  - (1) 不正な行為により使用許可を受けたとき。
  - (2) 使用料を滞納したとき。
  - (3) この条例又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。
  - (4) 第45条に定める使用資格を失ったとき。

2 前項の規定により、その許可の取消しの処分を受けた場合において、使用者 にいかなる損害が生じても、市はその責任を負わない。

(損害賠償)

- 第52条 使用者が故意又は過失によって駐車場若しくはその附属設備を滅失し、若しくは損傷したときは、自己の負担でこれを原形に復し、又はその損害を 賠償しなければならない。
- 2 市長は、駐車場内における盗難又は損傷の事故により、使用者が損害を受けることがあってもその賠償の責任を負わない。

### 第53条 削除

第5章 市営改良住宅の管理

(入居者の資格等)

- 第54条 市営改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
  - (1) 改良住宅については、改良法第18条各号のいずれかに該当する者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者であること。
  - (2) 更新住宅については、次のいずれかに該当する者で、更新住宅への入居 を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められる者であること。
    - ア 市が施行する改良住宅等建替事業の施行に伴い住宅を失った者
    - イ 改良住宅等建替計画の承認の日以後に施行地区において災害により住 宅を失った者
- 2 前項各号に規定する条件を具備する者が、市営改良住宅に入居せず、又は入 居した後退去若しくは死亡等の理由により、当該市営改良住宅に入居しなく なった場合には、第6条に規定する入居者資格を有する者について、公正な方 法で選考し、入居させるものとする。この場合において、第6条第1項第2号中

「アからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額」 とあるのは、「158,000円」と読み替えるものとする。

(家賃の決定)

- 第55条 市営改良住宅の家賃の決定方法は、第14条の規定を準用する。この場合において、「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、市営改良住宅の家賃について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2に規定する方法により算出した額の範囲内において別に定めることができる。

(市営改良住宅及び地区施設の管理等)

第56条 前2条に定めるもののほか、市営改良住宅及び地区施設の管理等については第3章(第54条第1項に規定する者が入居する場合においては、第4条から第8条まで、第14条、第17条(第32条及び第37条に関する部分に限る。)、第29条第2項、第32条、第33条、第36条(第32条及び第37条に関する部分に限る。)、第37条から第39条までを除き、第54条第2項に規定する者が入居する場合においては、第7条、第8条第3項、第14条、第17条(第32条及び第37条に関する部分に限る。)、第29条第2項、第32条、第33条、第36条(第32条及び第37条に関する部分に限る。)、第29条第2項、第32条、第33条、第36条(第32条及び第37条に関する部分に限る。)、第37条から第39条までを除く。)及び第4章の規定を準用する。この場合において、第4条から第6条まで、第8条から第13条まで、第17条、第21条から第23条まで、第26条から第31条まで、第34条から第36条まで、第40条から第23条まで、第26条から第31条まで、第34条から第36条まで、第40条から第45条までの規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、第20条から第23条まで、第42条及び第43条中「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるものとする。

第6章 管理の代行

## (管理の代行)

- 第57条 市長は、法第47条第1項の規定により、市営住宅等の管理(家賃及び駐車場の使用料の決定並びに家賃、敷金、駐車場の使用料その他の金銭の請求、 徴収及び減免に関することを除く。)の全部又は一部を島根県住宅供給公社 に行わせることができる。
- 2 前項の規定により島根県住宅供給公社が市営住宅等の管理を行う場合におけるこの条例の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

	<b>2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	
読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条第9号、第4条、第5条、	市長	島根県住宅供給公社の理
第8条第2項及び第3項、第9		事長
条第2項、第3項及び第4項		
各号列記以外の部分、第10		
条、第11条第1項第1号、第		
2項、第4項、第5項及び第6		
項、第12条、第13条、第27		
条、第28条、第32条第1項		
及び第4項、第34条、第36		
条第2項及び第3項、第41条		
第1項、第42条第1項、第5		
項及び第6項、第43条第3		
項、第46条並びに第51条第		
1項各号列記以外の部分		
第11条第3項	市長は、特別な事情がある	島根県住宅供給公社の理
	と認められる者に対して	事長は、特別の事情がある

1	1	
	は、第1項第1号の規定によ	と認める者に対しては、第
	る請書に連帯保証人の連	1項第1号の規定による請
	署を必要としないことと	書に連帯保証人の連署を
	し、又は同項第2号に規定	必要としないことと
	する敷金の減額若しくは	
	免除若しくは徴収猶予を	
第21条第2項及び第3項、第	市長	市長又は島根県住宅供給
35条第1項並びに第51条第		公社の理事長
1項第3号		
第36条第1項	市長は、第14条第1項、第	島根県住宅供給公社の理
	31条第1項若しくは第33条	事長は、第32条第1項の規
	第1項の規定による家賃の	定による明渡しの請求、第
	决定、第16条(第31条第3	34条の規定によるあっせ
	項又は第33条第3項におい	ん等の措置に関し必要が
	て準用する場合を含む。)	あると認めるときは
	の規定による家賃若しく	
	は金銭の減額若しくは免	
	除若しくは徴収の猶予、第	
	19条第2項による敷金の減	
	 額若しくは免除若しくは	
	徴収の猶予、第32条第1項	
	の規定による明渡しの請	
	求、第34条の規定によるあ	
	っせん等又は第38条の規	
	定による市営住宅への入	
L	1	

	居等の措置に関し必要が		
	あると認めるときは		
第42条第3項及び第4項	同項	島根県住宅供給公社の理	
		事長が同項	
第43条第1項	市長が市職員	島根県住宅供給公社の理	
		事長がその職員	

第7章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第58条 市長は、市営改良住宅、地区施設及び駐車場(以下「市営改良住宅等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に市営改良住宅等の管理を行わせることができる。

(指定管理者の行う業務)

第59条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市営改良住宅等の維持管理に関する業務
- (2) 家賃及び駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

第8章 雑則

(罰則)

- 第60条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。
- 2 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第61条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、この条例の規定により許可、承認又は認定を受けなければならない行為であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において合併前の松江市営住宅条例(平成9年松江市条例第17号)、玉湯町営住宅管理条例(平成9年玉湯町条例第25号)又は宍道町営住宅管理条例(平成9年宍道町条例第32号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の許可、承認又は認定を受けているもの及び慣行により現になされているものは、この条例により許可、承認又は認定を受けたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の 条例の例による。

(八東郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八東郡東出雲町の編入の際、この条例の規定により許可、承認又は認定を受けなければならない行為であって、八東郡東出雲町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、東出雲町営住宅管理条例(平成9年東出雲町条例第42号。以下「町条例」という。)の規定により許可、承認又は認定を受けているもの及び慣行により現になされているものは、この条例の規定により許可、承認又は認定を受けたものとみなす。
- 5 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、町条例の例に よる。

(公営住宅法施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 6 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第391号)附則第5 条第1号及び第2号に掲げる者に係る収入の基準について、第29条第1項及び第 2項の規定を適用する場合においては、平成26年3月31日までの間は、同条第1 項中「第6条第1項第2号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政 令(平成19年政令第391号)による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項」と し、第29条第2項中「政令第9条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を 改正する政令による改正前の公営住宅法施行令第9条」とする。
- 7 公営住宅法施行令の一部を改正する政令附則第5条第1号及び第2号に掲げる 者に係る家賃の算定方法について、第31条第2項を適用する場合においては、 平成26年3月31日までの間は、同項中「政令第8条第2項」とあるのは「公営住 宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の公営住宅法施行令第8条第2 項」とする。

附 則 (平成17年9月30日松江市条例第451号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日松江市条例第470号)

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成18年3月31日松江市条例第31号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月6日松江市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月17日松江市条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日松江市条例第25号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月25日松江市条例第57号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日松江市条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月18日松江市条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日松江市条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日松江市条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第57条第1項に規定する島根県住宅供給公社が市営 住宅、共同施設及び駐車場の管理の全部又は一部を行うことに関し必要な行 為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成23年7月5日松江市条例第78号)

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日松江市条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)附則第1 条ただし書に規定する規定の施行の日前に50歳以上であった者の市営住宅の 入居者資格については、この条例による改正後の第6条第2項第1号の規定の適 用については、同号中「60歳以上」とあるのは、「56歳以上」とする。

附 則 (平成24年12月21日松江市条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までの間は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第357号)附則第3条に規定する場合については、この条例による 改正後の第6条第1項第2号ウに該当するものとみなす。

附 則 (平成25年12月20日松江市条例第71号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は公布の日から、同条第2項第5号及び第9条第4項第3号の改正規定は平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日松江市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日松江市条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月3日松江市条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日松江市条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

# 別表第1(第3条関係)

## 市営住宅

建設年度又	名称	所在地	構造	戸数
は借上げ年				
度				
昭和34年度	崎田住宅	松江市東出雲町揖屋	木造平屋建	1
		2728番地20		

昭和37年度	下の原住宅	松 江 市 大 庭 町 762番	簡易耐火平屋建	20
		地、939番地		
昭和38年度	井出平住宅	松江市山代町736番地	簡易耐火平屋建	40
昭和39年度	井出平住宅	松江市山代町736番地	簡易耐火平屋建	22
			簡易耐火2階建	20
	魚瀬住宅	松江市魚瀬町656番地	簡易耐火2階建	20
		1		
	魚瀬第2住宅	松江市魚瀬町656番地	簡易耐火2階建	10
		2		
昭和40年度	井出平住宅	松江市山代町736番地	簡易耐火平屋建	16
			簡易耐火2階建	10
昭和41年度	客ノ尾住宅	松江市薦津町456番地	簡易耐火平屋建	35
昭和42年度	古志原第5号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火4階建	18
	<b>-</b> ⊦	番5号		
昭和43年度	古志原第7号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	番7号		
昭和44年度	古志原第1号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	番1号		
昭和45年度	古志原第10号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	番10号		
昭和46年度	古志原第9号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火4階建	24
	<b>⊢</b> ト	番9号		
	古志原第11号アパ	松江市古志原四丁目2	中層耐火5階建	24
	<b>-</b> ▶	番11号	中層耐火5階建	2

			身障者向	
	宝谷住宅	松江市山代町567番地	簡易耐火平屋建	41
昭和47年度	宝谷第1号アパー	松江市山代町567番地	中層耐火4階建	24
	F			
	宝谷第2号アパー	松江市山代町567番地	中層耐火4階建	24
	1			
	西尾町第1号アパ	松江市西尾町1番地1	中層耐火4階建	24
	ート			
	西尾町第2号アパ	松江市西尾町1番地1	中層耐火4階建	24
	<b>一ト</b>			
昭和48年度	中曽根第1号アパ	松江市山代町810番地	中層耐火4階建	32
	<b>⊢</b> ト	1		
	中曽根第2号アパ	松江市山代町810番地	中層耐火4階建	24
	<b>ート</b>	1		
	中曽根第3号アパ	松江市山代町810番地	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	1		
	中曽根第5号アパ	松江市山代町810番地	中層耐火4階建	16
	<b>-</b> ⊦	1		
昭和49年度	矢田第1号アパー	松江市矢田町57番地2	中層耐火4階建	32
	F			
	矢田第2号アパー	松江市矢田町57番地2	中層耐火4階建	32
	7			
	中曽根第4号アパ	松江市山代町810番地	中層耐火4階建	24
	<b>−</b> ⊦	1		

 昭和50年度	 宮の沖アパート	 松江市東朝日町160番	山屋耐火/炒建	22
四和30千及				22
		地2	中層耐火4階建	2
			身障者向	
	矢田第3号アパー	松江市矢田町57番地2	中層耐火4階建	32
	٢			
	矢田第4号アパー	松江市矢田町57番地2	中層耐火4階建	24
	F			
	磯近住宅	松江市東出雲町下意	簡易耐火2階建	10
		東847番地2		
昭和51年度	福原住宅	松江市福原町689番地	簡易耐火2階建	16
		2		
	宝谷第3号アパー	松江市山代町578番地	中層耐火4階建	24
	1			
	宝谷第4号アパー	松江市山代町578番地	中層耐火4階建	24
	-			
	宝谷第5号アパー	松江市山代町578番地	中層耐火4階建	24
	1			
	宝谷第6号アパー	松江市山代町578番地	中層耐火4階建	24
	F			
昭和52年度	松尾第1号アパー	松江市栄町39番地4	中層耐火4階建	16
	F			
	宝谷第7号アパー	松江市山代町614番地	中層耐火4階建	24
	F	2		
	宝谷第8号アパー	松江市山代町614番地	中層耐火4階建	22

		1	1	l I
	<b> </b>	2	中層耐火4階建	2
			身障者向	
	宝谷第9号アパー	松江市山代町614番地	中層耐火4階建	24
	<b>F</b>	2		
	宝谷第10号アパー	松江市山代町614番地	中層耐火4階建	24
	1	2		
	湯田住宅	松江市東出雲町下意	簡易耐火2階建	10
		東952番地		
昭和53年度	比津が丘第1号ア	松江市比津が丘二丁	中層耐火4階建	22
	パート	目7番1号	中層耐火4階建	2
			身障者向	
	比津が丘第2号ア	松江市比津が丘二丁	中層耐火4階建	24
	パート	目7番2号		
	比津が丘第3号ア	松江市比津が丘二丁	中層耐火4階建	24
	パート	目7番3号		
	比津が丘第4号ア	松江市比津が丘二丁	中層耐火4階建	24
	パート	目7番4号		
	町後住宅	松江市東出雲町下意	簡易耐火2階建	10
		東452番地2		
昭和54年度	竹崎第1号アパー	松江市西持田町350番	中層耐火4階建	32
	F	地 2		
	竹崎第2号アパー	松江市西持田町350番	中層耐火4階建	30
	<b>F</b>	地 2	中層耐火4階建	2
			身障者向	

	竹崎第3号アパー	 松江市西持田町350番	中層耐火4階建	32
	F	地 2		
	小金町住宅6班	松 江 市 玉 湯 町 林 2199	簡易耐火2階建	5
		番地67		
	町後住宅	松江市東出雲町下意	簡易耐火2階建	12
		東450番地1		
昭和55年度	菅田アパート	松江市菅田町45番地	中層耐火4階建	16
	富原アパート	松江市古志原五丁目	中層耐火4階建	16
		11番8号		
	旭が丘第1号アパ	松江市古志原三丁目	中層耐火5階建	20
	<b>一ト</b>	15番1号		
	旭が丘第2号アパ	松江市古志原三丁目	中層耐火5階建	20
	ート	15番2号		
	小金町住宅7班	 松 江 市 玉 湯 町 林 2199	簡易耐火2階建	5
		番地68		
	小金町住宅8班	 松 江 市 玉 湯 町 林 2199	簡易耐火2階建	5
		番地69		
	町後住宅	松江市東出雲町下意	簡易耐火2階建	9
		東450番地1		
昭和56年度	来美第1号アパー	松江市山代町701番地	中層耐火4階建	24
	1			
	来美第2号アパー	松江市山代町701番地	中層耐火4階建	22
	1		中層耐火4階建	2
			身障者向	

	小金町住宅9班	松江市玉湯町林2199	簡易耐火2階建	5
		番地70		
昭和57年度	来美第3号アパー	松江市山代町712番地	中層耐火4階建	32
	F			
	来美第4号アパー	松江市山代町712番地	中層耐火4階建	14
	F		中層耐火4階建	2
			身障者向	
昭和58年度	大庭第1号アパー	松江市山代町329番地	中層耐火4階建	24
	F	1		
	大庭第2号アパー	松江市山代町329番地	中層耐火4階建	24
	F	1		
	横町団地1号棟	松江市宍道町宍道	中層耐火3階建	12
		1073番地		
	町西住宅	松江市東出雲町出雲	中層耐火4階建	24
		郷 405番 地		
昭和59年度	長者原第1号アパ	松江市大庭町107番地	中層耐火5階建	20
	<b>-</b> ⊦	4		
	長者原第2号アパ	松江市大庭町107番地	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	4		
	長者原第3号アパ	松江市大庭町107番地	中層耐火4階建	16
	<b>-</b> }	4		
	横町団地2号棟	松江市宍道町宍道	中層耐火3階建	12
		1073番地		
昭和61年度	大庭第3号アパー	松江市大庭町51番地6	中層耐火4階建	21

	  -		中層耐火4階建	3
				5
			2DK	
	大庭第4号アパー	松江市大庭町51番地6	中層耐火4階建	14
	F		中層耐火4階建	2
			2DK	
	大庭第5号アパー	松江市大庭町51番地6	中層耐火4階建	21
	F		中層耐火4階建	3
			2DK	
昭和63年度	松尾第2号アパー	松江市栄町22番地9	中層耐火4階建	16
	F			
	宇賀第1号アパー	松江市上乃木一丁目	中層耐火4階建	16
	F	18番1号		
平成元年度	宇賀第2号アパー	松江市上乃木一丁目	中層耐火4階建	8
	F	18番2号		
	宇賀第3号アパー	松江市上乃木一丁目	中層耐火4階建	16
	F	18番3号		
	宇賀第4号アパー	松江市上乃木一丁目	中層耐火4階建	16
	F	18番4号		
平成3年度	緑が丘アパート	松江市西津田六丁目	中層耐火4階建	16
		11番19号		
	中津住宅	松江市東出雲町揖屋	中層耐火3階建	18
		2014番地3		
平成5年度	池田団地A棟	松江市宍道町東来待	木造2階建	2
		994番地12		

平成6年度	池田団地B棟	松江市宍道町東来待	木造2階建	6
		994番地12		
平成7年度	椎の木ビレッジ1	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地1		
	椎の木ビレッジ2	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	椎の木ビレッジ3	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	奥中津住宅	松江市東出雲町揖屋	中層耐火3階建	12
		2012番地2		
平成8年度	椎の木ビレッジ4	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	椎の木ビレッジ5	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	9
	号	地 1		
	椎の木ビレッジ6	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	わかば第1号アパ	松江市古志原五丁目	中層耐火3階建	18
	<b>-</b> ▶	15番24号		
	わかば第2号アパ	松江市古志原五丁目	中層耐火3階建	15
	<b>-</b> ⊦	15番25号		
平成9年度	椎の木ビレッジ7	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	 椎の木ビレッジ8	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	8
	号	地 1	中層耐火3階建	4

			身障者向	
	椎の木ビレッジ9	松江市浜佐田町512番	中層耐火3階建	12
	号	地 1		
	小浜第2号アパー	松江市東朝日町204番	高層耐火6階建	4
	F	地		
平成10年度	小金町住宅1班	松江市玉湯町林5番地	木造2階建	8
		1	木造平屋	2
平成11年度	小金町住宅2班	松江市玉湯町林5番地	木造2階建	10
		1	木造平屋	5
平成12年度	小金町住宅3班	松 江 市 玉 湯 町 林 2199	木造2階建	8
		番地1		
	小金町住宅4班	松江市玉湯町林2199	木造2階建	6
		番地1		
平成13年度	寺町プラザ	松江市寺町198番地61	高層耐火8階建	20
			(4階~8階)	
	小浜第1号アパー	松江市東朝日町204番	高層耐火11階建	9
	F	地		
	小金町住宅5班	 松江市玉湯町林2199	木造2階建	4
		番地1	木造平屋	1
	宍道町緑が丘住宅	松江市宍道町佐々布	中層耐火3階建	12
		296番地121		
平成16年度	西の原第1号アパ	松江市上乃木四丁目7	中層耐火3階建	12
	<b>−</b> ト	番25号	耐火2階建	6
	荻田団地第1住宅	松江市宍道町佐々布	耐火2階建	6

		2148番地20		
平成17年度	ウィステリア天神	松江市天神町15番地	高層耐火7階建(3	20
			階∼6階)	
	西の原第2号アパ	松江市上乃木四丁目7	中層耐火3階建	18
	<b>←</b> ト	番5号	耐火2階建	9
			耐火2階建	3
			身障者向	
	荻田団地第2住宅	松江市宍道町佐々布	耐火2階建	6
		2148番地20		
平成23年度	南廻山住宅	松江市東出雲町揖屋	木造平屋建	8
		760番地3		

## 別表第2(第3条関係)

## 市営改良住宅

建設年度	名称	所在地	構造	戸数
昭和41年度	古志原第3号アパ	松江市古志原四丁目2番	中層耐火4階建	18
	<b>-</b> ⊦	3号		
	古志原第4号アパ	松江市古志原四丁目2番	中層耐火4階建	18
	<b>-</b> ⊦	4号		
	古志原第8号アパ	松江市古志原四丁目2番	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	8号		
昭和42年度	古志原第6号アパ	松江市古志原四丁目2番	中層耐火4階建	18
	<b>-</b> ⊦	6号		
昭和43年度	古志原第2号アパ	松江市古志原四丁目2番	中層耐火4階建	24
	<b>-</b> ⊦	2号		

昭和44年度	 東朝日町第2アパ	松江市東朝日町250番地	中層耐火4階建	24
	<b>←</b> ト	1		
昭和46年度	東朝日町第1アパ	松江市東朝日町250番地	中層耐火4階建	31
	<b>-</b> ⊦	1		
平成9年度	小浜第2号アパー	松江市東朝日町204番地	高層耐火6階建	22
	F			
平成13年度	小浜第1号アパー	松江市東朝日町204番地	高層耐火11階建	11
	F			

## 別表第3(第3条関係)

# 1 共同施設

名称	所在地	使用料 (月額)
古志原アパート集会所	松江市古志原四丁目2番12号	無料
客ノ尾住宅集会所	松江市薦津町456番地	無料
宝谷団地集会所	松江市山代町567番地	無料
椎の木ビレッジ集会所	松江市浜佐田町512番地1	無料
中曽根団地集会所	松江市山代町810番地1	無料
矢田団地集会所	松江市矢田町57番地2	無料
西尾町アパート集会所	松江市西尾町1番地1	無料
比津が丘アパート集会所	松江市比津が丘二丁目7番41号	無料
竹崎アパート集会所	松江市西持田町350番地2	無料
旭が丘アパート集会所	松江市古志原三丁目15番1号	無料
井出平住宅集会所	松江市山代町736番地	無料
来美アパート集会所	松江市山代町712番地	無料
大庭アパート集会所	松江市山代町329番地1	無料

長者原アパート集会所	松江市大庭町106番地6	無料
宇賀アパート集会所	松江市上乃木一丁目18番5号	無料
小浜アパート集会所	松江市東朝日町210番地5	無料
西の原アパート集会所	松江市上乃木四丁目7番25号	無料
小金町住宅集会所	松江市玉湯町林2199番地1	無料
横町団地集会所	松江市宍道町宍道1073番地	無料
南廻山団地集会所	松江市東出雲町揖屋760番地3	無料

## 2 地区施設

名称	所在地	使用料(月額)
東朝日町アパート集会所	松江市東朝日町250番地1	無料